

午後 2時00分 開会

(山崎補佐) 定刻となりました。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日、司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山崎と申します。

現在、22名の委員の皆様が御出席でございまして、当審議会は定足数に達しておりますことを、ここに御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料は全部で12点ございます。まず、本日の「第220回福岡県都市計画審議会次第」でございます。以下、次第の下の方に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第220回福岡県都市計画審議会議案」でございます。

2点目は、「福岡県都市計画道路1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価書要約書(案)」でございます。

3点目は、付議案件に係る資料としまして、「第220回福岡県都市計画審議会委員用図面」でございます。

4点目は、「都市計画案に係る意見書の要旨」でございます。

なお、以上4点につきましては、事前に委員の皆様へ御送付させていただいております。

5点目は、「第3746号議案 福岡県都市計画道路の変更(福岡県決定)に対する意見書の要旨及び県の見解」でございます。

6点目は、「福岡県都市計画審議会環境影響評価専門委員会(アイランドシティ線部会)における審査結果について」でございます。

7点目は、「第220回福岡県都市計画審議会 公聴会開催記録書」でございます。

8点目は、「福岡県都市計画道路1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線環境影響評価書(案)」でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、審議会委員の名簿、審議会の条例、配席図の3点がございます。

以上、次第を含めまして全部で12点でございます。どうぞ御確認をよろしくお願ひいたします。配付漏れその他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで、注意事項を申し上げます。先ほど、配付資料の7点目として御紹介いたしました公聴会開催記録書には、個人情報が含まれております。このため、この資料につきましては、傍聴者には配付しておりません。委員におかれましては、取扱いに御

注意いただきまして、本審議会終了後、御不要の場合は机の上に置いていただければ、事務局で処理をさせていただきます。

それでは、会議の議長につきまして、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) それでは、定足数に達しておりますので、第220回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員2名に交代がありましたので、御紹介いたします。

市町村の議会の議長を代表する5号委員として、福岡県市議会議長会会長の三原征彦様、福岡県町村議会議長会会長の中ノ森慎一様に御就任いただきました。なお、三原委員につきましては、本日、御欠席の御連絡を頂いております。

それでは、中ノ森様、一言御挨拶をお願いいたします。

(中ノ森委員) ただ今、会長より御紹介がありました町村議会議長会の6月5日の臨時総会で御承認を受ける予定で、議長を承るようになっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

今日は、福岡県都市計画審議会委員として御案内いただきまして、大変ありがとうございます。右も左もわかりませんので、何とぞ皆様方の温かい御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(武居会長) どうぞよろしくお願いいたします。

また、貞末委員におかれましては、午後3時開催の県議会建築都市委員会出席のため、審議の状況によっては、途中退席の申出を頂いていることをお知らせします。どうぞ、時間の許す限り、こちらの方でよろしくお願いいたします。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎しむ等、静穏に傍聴いただきますよう御協力をお願いいたします。また、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合、即刻、退室いただきますので、御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

さて、本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の3議案です。

まず、第3746号議案「福岡都市計画道路の変更（福岡県決定）について」及び第3747号議案「福岡都市計画道路アイランドシティ線に係る環境影響評価書について」の2議案でご

ございます。これらにつきましては、相互に関連する議案ですので、一括して上程いたします。

それでは、県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(赤星課長) ただ今、会長から御紹介いただきました第3746号議案でございます。議案の説明につきましては、お手元の図面、議案書、前面のパワーポイントで御説明させていただきます。

この議案は、福岡都市計画道路の変更についてでございます。福岡県決定に係るものがございます。お手元の議案集は1ページから4ページとなっております。また、委員用図面の3746-1から3746-3ページまでに総括図、位置図、計画図を掲載しております。

福岡市は、福岡県の西部に位置し、人口約150万人を有する九州最大の都市であります。主要な幹線道路といたしまして、国道3号、九州自動車道、福岡高速道路及び西九州自動車道があり、鉄道といたしましては、JR、西鉄、福岡市営地下鉄があり、また市街地近郊には福岡空港を有します。福岡市は、これからも人口の増加が見込まれており、今後、ますます交通需要が増していくことが予想されます。

それでは、今回の変更の内容について御説明させていただきます。今回の変更は、香椎浜からアイランドシティへアクセスする1・4・8号自動車専用道路アイランドシティ線の追加を行うものでございます。

アイランドシティは、博多港の港湾機能の強化、アジア、世界を視野に入れた新しい産業の集積、快適な都市空間の形成、自然との共生を目的に平成6年より整備が進められており、これから更に整備が進むにつれ、交通需要が増加することが見込まれております。

本路線は、福岡市東部地域全体の交通課題である海の中道方面への交通需要に加え、アイランドシティ整備事業の進捗や港湾物流の増加に伴い発生する新たな交通需要に適切に対応し、さらに、幹線道路のネットワーク強化による交通の円滑化を図るため、今回、都市計画決定するものです。

具体的に申しますと、現在、アイランドシティにアクセスする道路は、3・2・191号香椎アイランド線と臨港道路アイランドシティ1号線の2路線のみであり、この2路線で今後予想される交通需要の増加に対応することは困難であることから、本路線を整備するものです。福岡市東区香椎浜1丁目を起点とし、福岡市東区みなと香椎1丁目を終点とする延長約2,500メートル、車線数上下各2車線の合計4車線、幅員19メートルの路線で、構造形式はかさ上げ式とし、高架構造を想定しております。

本議案につきましては、原案の閲覧を行い、住民の方々の意見を伺うため、公聴会を開催しております。また、案の縦覧を行い、地元の方々から意見書の提出を頂いております。

まず、お手元に配付しております公聴会開催記録書を御覧ください。都市計画原案の閲覧を平成24年1月30日から2月13日に行い、公聴会を2月22日に開催しています。1名の方から、アイランドシティ線のコースを香椎浜北公園の上空に道路がかからないよう変更してほしいとの御意見を頂いておりますが、平面線形の設定に当たっては、沿道土地利用状況、周辺環境への影響、走行安全性、施工性、経済性について様々な観点から検討を重ね、現行の線形が最適案であると判断しておりますことから、都市計画の変更案は原案のとおりとさせていただきます。

続いて、3月30日から5月1日にかけて法定縦覧を行い、7通の意見書が提出されています。内容につきましては、お手元に配付させていただいている意見書の要旨及び県の見解、又は前面のスクリーンを御覧ください。

①4本目の橋として早期の工事着手を希望するとの御意見ですが、本案件の都市計画決定の手續を速やかに進めてまいりたいと考えております。

②エコのまちづくりの一方で、入口に自動車専用道路を設置するのはいかがなものかとの御意見ですが、平成15年9月に福岡市が定めたアイランドシティまちづくりプランの中の環境共生のまちづくり方針には、「豊かな自然環境との共生と周辺の都市環境との調和ある発展を着実に図っていく」とあることから、先進的な環境共生都市を実現する上でも、当該道路は必要な社会基盤であると考えているものです。

③対象道路の設置により花火大会の台船進入等へ影響が発生するのではないかとの御意見ですが、現在、橋脚工事予定箇所は台船のルートとなっておりません。仮にルートとなった場合でも、橋脚位置を現在の臨港道路アイランドシティ1号線のアイランドブリッジと合わせるため、道路供用後は現状と変わらない状況となるものと考えております。

④大型特殊車両の走行が多い道路にS字型の厳しいカーブがあることから、香椎浜北公園へ高架上から落下する事故の発生が懸念される。大きく曲がる箇所が3か所あり、渋滞緩和にはつながらないのではないかと。⑤ほかのルートを検討すべきである。香椎浜北公園の上空を通過させず、既存の市道奈多香椎浜線の上空を通過するように変更することを求める。⑥出入口などの変更が必要となる上に、駐車可能台数の大幅な減少、視認性の低下、防犯上の問題など、ショッピングセンターとしてのさまざまな機能を損なうため、計画案の見直しを求めるとの御意見ですけれども、平面線形の設定に当たっては、沿道土地利用

状況、周辺環境への影響、走行安全性、施工性、経済性についてさまざまな観点から検討を重ね、現行の線形が最適案であると判断したものでございます。

次に、これまでの手続について御説明いたします。まず、平成24年1月から2月にかけて原案の縦覧を行い、2月に公聴会を開催しました。その後、3月から5月にかけて法定縦覧による住民の方々への周知を行っています。

次に、関係市町村である福岡市へ意見聴取を行っております。福岡市からは、都市計画の案について、意見なしとの回答を頂いております。

今後の予定としましては、本日の御審議により御承認いただけましたら、変更の告示を行う予定であります。

引き続きまして、お手元の議案集5ページをお開き願います。第3747号議案「福岡都市計画道路アイランドシティ線に係る環境影響評価書について」でございます。

環境影響評価法においては、事業を行う者がその事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うこととなっておりますが、同法第40条において、対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合は、環境影響評価その他の手続を当該都市計画に係る都市計画決定権者が事業者に代わり行うものとされております。したがって、前議案と同時に環境影響評価について付議するものであります。

この環境影響評価書につきましては、厚さ約4センチの評価書を机上にお配りしておりますが、評価書の内容を要約した要約書をお手元に御用意しておりますので、前面のスクリーン及び要約書を御覧ください。

初めに、環境影響評価の経緯について御説明いたします。平成22年に環境影響評価に関する調査、予測、評価項目、調査方法を記載した環境影響評価方法書を作成し、公告・縦覧を行った上で、それらに関する調査を約1年かけて行っております。平成24年には、その調査結果をまとめ、環境への影響を予測・評価した環境影響評価準備書を作成し、都市計画の案と併せて公告・縦覧を行っております。

今回、環境大臣や主務大臣である国土交通大臣からの意見を受け、環境影響評価準備書を補正した環境影響評価書が作成されましたので、この都市計画審議会を経た後、都市計画の決定と併せて環境影響評価書の公告・縦覧を行う予定でございます。今後は、この環境影響評価書に基づき、環境への影響が極力生じないよう事業が進められることとなります。

国土交通大臣意見の概要とそれを踏まえた評価書の補正内容について御説明いたしま

す。

意見としては三つございまして、1点目は、供用後の自動車の走行による鳥類への想定外の影響について適切な措置を求めるものでございます。これを受けて評価書には、供用後の自動車走行による鳥類への影響を鑑みて、調査の実施を追記しております。

2点目は、香椎浜北公園の利用者への影響を軽減する環境保全措置を検討・実施するよう求めるものです。これを受けて評価書には、人と自然とのふれあいの活動の場項目における環境保全措置として、香椎浜北公園の再整備内容の検討を追記しております。

3点目は、事業実施段階や供用時において、温室効果ガスの排出量削減を求めるものでございます。これを受けて評価書には、工事中や供用時においても、できる限り二酸化炭素排出量削減に努めることを追記しております。

次に、評価項目について御説明いたします。本案件における調査、予測、評価の項目につきましては、事業の内容から、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出し、さらに地域の特性などを考慮して14項目を選定し、影響要因の区分としては、工事の実施、道路の存在、自動車の走行の3要因に区分しております。この中で、本案件で調査、予測、評価を行った項目について、丸印でお示しいたしております。本案件の環境影響評価につきましては、それぞれの項目について適正な配慮がなされていると評価されております。また、工事中及び供用後において、現時点で予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じて調査等適切な措置を講じることとしております。

説明は以上であります。前議案と併せて御審議のほどよろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。それでは、委員の方々に質疑等の前にお願いがあります。当審議会冒頭に事務局から説明がありましたように、公聴会開催記録書には個人情報が含まれていますため、記者クラブ及び傍聴者には配付しておりません。委員におかれましては、審議会で当該資料について発言される場合には、個人の特定につながらないように御注意のほどよろしく願いいたします。

さて、今回の案件である自動車専用道路アイランドシティ線につきましては、本審議会のもとに環境影響評価専門委員会アイランドシティ線部会を設置し、環境影響評価について審議していただいておりますので、その委員長であります角委員から部会での審査結果について御報告いただきます。

角委員、よろしく願いいたします。

(角委員) ただ今、御紹介を頂きました角でございます。環境影響評価専門委員会アイランドシティ線部会の部会長を務めております。アイランドシティ線部会におけます調査・検討が終了いたしまして、評価書案がまとまりましたので、福岡県都市計画審議会環境影響評価専門委員会運営要領第7条第2項に基づきまして、審議結果について御報告させていただきます。

お手元の福岡県都市計画審議会環境影響評価専門委員会（アイランドシティ線部会）における審査結果についてという文書を御覧ください。本アイランドシティ線部会につきましては、3名の1号委員に加え、4名の臨時委員によりまして、4回にわたる審議を行っております。その経緯や審査結果につきましては、お手元の資料にまとめておりますので、御覧ください。

これらの4回の部会におけます委員からの指摘や意見に関しまして、事務局には誠実に対応していただいた結果、適切な評価書がまとまったと考えております。

お手元の資料の2番に記載しておりますとおり、本評価書におきまして、本事業の実施による環境への影響は、環境要素14項目全てにおいて実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているという事務局による自己評価がなされておりますが、部会といたしましても、これを適切な評価であると判断するに至っております。

なお、事業実施の際に特に気を付ける点といたしまして、対象地域が市街化地域であり、周辺環境に影響の出ないよう十分留意して工事を進めるといった環境保全措置、あるいは事後調査、モニタリング調査を確実に実施していただくこと、それらの確実な実施に向けた体制の構築とその体制の運用ということを申し送っております。

お手元の資料の一番下にイメージ案を載せておりますが、今後、有識者委員会を設置していただきまして、その委員会へ調査計画や結果を諮り、意見を受けた上で次の計画に生かしていくといったような客観的かつ科学的な検討をしっかりと進めていただける体制を整えるように部会として意見を申し述べた次第でございます。

以上でございます。

(武居会長) 角部会長、御報告ありがとうございました。

アイランドシティ線の環境影響評価につきましては、高度に専門的であることから、ただ今の角委員の報告にありましたように、部会において十分な御審議の上、適切な評価である旨、部会意見を頂いたところであります。

それでは、両議案の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、第3748号議案「中間都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(赤星課長) ただ今、会長から御紹介いただきました第3748号議案でございます。この議案は、中間都市計画道路の変更についてございまして、福岡県決定に係るものでございます。

お手元の議案集は6ページから12ページとなっております。委員用図面の3748-1から3748-3ページに総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

中間市は、福岡県北部に位置しており、人口が約4万5,000人の都市であります。市内の中央を1級河川遠賀川が南北に流れており、鉄道としましては、JR筑豊本線と筑豊電鉄が縦走しております。主要な幹線道路としましては、主要地方道直方芦屋線及び主要地方道直方水巻線が市内を縦断し、主要地方道中間引野線が市内を横断しております。

それでは、今回の変更の内容について御説明させていただきます。今回の変更は、3路線の変更及び追加を行うものでございます。その内訳でございますが、3・4・1号犬王古月線及び3・4・5号塘ノ内砂山線の一部区域の変更及び車線数の明示、3・6・18号中間水巻線の追加を行うものでございます。

まず、中間水巻線について御説明いたします。中間水巻線は、犬王古月線を起点とし、塘ノ内砂山線を終点とする延長約1,350メートル、代表幅員11メートルの2車線の幹線道路として新たに追加するものでございます。

中間都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、3・4・13号御館通谷線の沿道一帯を中心拠点と位置付けられており、中間市都市計画マスタープランにおいては、筑豊電鉄通谷駅周辺や上蓮花寺地区を商業業務拠点、JR中間駅周辺及び中間市役所周辺を地域生活拠点と位置付け、これらの拠点を相互に結ぶ道路は都市軸として位置付けられています。市民の生活利便性を創出するこれらの都市軸においては、安全性や快適性の向



上を図ることが必要とされています。しかしながら、都市軸を担う都市計画道路犬王古月線及び御館通谷線は、隣接する北九州市や水巻町などからの通過交通の流出入により、慢性的な交通混雑が発生しております。中間市の既定計画道路網においては市街地を環状する道路がなく、本市北東部において道路を計画し、市街地への通過交通を分担する環状道路網の計画が求められております。

今回、市街地の交通混雑を緩和し、良好な市街地環境の形成を図るための環状道路網を計画するため、中間水巻線の追加を行うものです。

また、本路線は市街化調整区域に計画するもので、沿道の土地利用は見込んでおりませんが、周辺部には住宅密集地や商業地域があり、高校も複数ございます。このため、歩行者や自転車の交通が見込まれることから、歩行者及び自転車の通行空間を確保するため、片側に自転車・歩行者道を設置するものです。よって、標準幅員を11メートルとするものです。また、交差点部におきましては、右折車線を設置し、幅員を14メートルとするものです。

続きまして、犬王古月線及び塘ノ内砂山線について御説明いたします。両路線につきましては、中間水巻線の追加に伴い、一部区域の変更と車線数の明示を行うものでございます。

それでは、犬王古月線について御説明いたします。中間水巻線の追加に伴いまして、本路線の区域に交差点の追加をいたします。また、本路線から中間水巻線への右折車線が必要となりますので、延長約270メートル区間の幅員を22メートルから24メートルに拡幅するものです。また、本交差点とトンネルが近接し、線形が曲線部でありますので、走行の安全性と視認性の向上を図るため、線形の変更も併せて行うものです。

続きまして、塘ノ内砂山線について御説明いたします。中間水巻線の追加に伴いまして、本路線の交差点区域に中間水巻線への右折車線が必要となりますので、延長約150メートル区間の幅員を16メートルから17メートルに拡幅するものです。

また、3路線につきましては、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画を定める事項として車線の数が増加されたことから、今回、車線数を明示するものでございます。

最後に、手続について説明させていただきます。平成25年1月11日から25日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は2名でしたが、口述申出がなかったため、公聴会は開催しておりません。

次に、平成25年3月12日から26日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は2名でしたが、意見の提出はございませんでした。

次に、関係市町村である中間市及び水巻町へ意見聴取を行い、意見なしとの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議していただき、承認いただけましたら、変更の告示を行う運びでございます。

本議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

本日の審議は以上ですが、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員の指名をさせていただきます。議事録の署名は、3番の田中委員と6番の平井委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

なお、次回審議会につきましては、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましても、是非、御出席くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は審議に御協力いただきまして、ありがとうございます。それでは、これにて散会いたします。

午後 2時28分 閉会